

消費者の窓

第47号



越前市消費者センター ☎22-3773

受付 平日：午前8時半～午後5時

困った時は「消費者ホットライン」

局番なしの ☎188 泣き寝入り
いやや

越前市消費者講演会

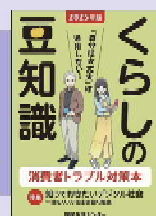
演 目 福井の思いやり消費を広げよう！～笑顔につながる『エシカル消費』を実践しよう～

と き 2月1日(土) 午後1時半～3時

と ころ 市民プラザたけふ4階 多目的ホール
※武生駅北パーキング(アル・プラザ武生横)に
車をとめて、駐車券を持って会場へお越しください。

講 師 福井県民生活協同組合 高井 健史氏

★来場者に贈呈
「くらしの豆知識
(消費者トラブル対策本)」他



想定外の高額請求! トイレ修理トラブルに注意

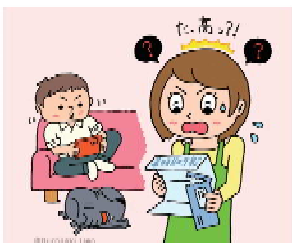
トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉砕することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われ了承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。



アドバイス

- 広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。
- 地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。
- 広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クーリング・オフできる可能性もあります。

子どもに持たせるスマホには ペアレンタルコントロール機能を



中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5カ月間で約5万円がオンラインゲームのアプリで使われていることが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。



アドバイス

- 子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- 保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。

出展元：国民生活センター「見守り 新鮮情報」